

# 三条市立裏館小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

この三条市立裏館小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針及び地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定されたことを受け、令和3年度に「新潟県いじめ防止基本方針」及び、「三条市いじめ防止等の基本的な方針」が改定された。これらの方針を参酌し、学校におけるいじめ防止等のための対策を一層推進するために、本校の基本方針を改定することとした。

## 1 いじめ問題についての基本的な考え方

### （1）いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法第2条」から）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「県条例 第2条第2項」から）

### （2）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されないこと」「いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」の理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

## 2 いじめの防止のための手立て

### （1）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 「WEBQU」「いじめアンケート」「裏小っ子アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

## (2) 地域・保護者との連携

### ①保護者への意識啓発

ア 学校だよりや学校ホームページ、PTA総会、学年懇談会等での情報提供、PTA総会で学校基本方針の概要や1年間の取組等を説明する。また、学校のホームページに裏館小学校いじめ防止基本方針」を載せる。学校だよりや生活指導だよりで取組についての情報を地域へ提供する。

### イ 学習参観時の道徳授業の公開

学習参観時には、年1回、道徳授業を組み入れ、いじめ問題や行動の在り方を保護者とともに考える機会とする。

### ②三条の人材を活用した教育活動

ア 地域の専門家を講師とする学習の取組

### ③地域へのボランティア活動

ア 地域の福祉施設への訪問

## (3) 関係機関等との連携

### ①行政機関との連携

いじめの疑いに係る情報があった時には、対策会議を開いた後、市教委、警察、児童相談所等との連携を必要に応じて行う。

### ②学区内の幼保小中との連携

中学校区（三条学園内）の小中学校や裏館小学校と関わる幼稚園、保育所、保育園、こども園と児童の情報を共有し、連携を強化する。

## 3 いじめ防止のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### ①「関わり合いのある」授業づくりの取組

ア 子どもが共に学び合う授業づくり

イ 学習の基礎となる学習規律の確実な定着

ウ 学習習慣の定着を目指した家庭との連携

#### ②道徳教育の充実

ア 「思いやり・親切」「規則の尊重」を題材とした道徳授業の実践

イ 学校行事や体験活動と関連付けた道徳授業の実践

#### ③人権教育、同和教育の充実

ア いじめ見逃しゼロスクール集会の実施

イ ネットに係るトラブル防止のための授業実践

ウ 学習参観時の人権教育、同和教育に関わる道徳授業の実践

エ 職員研修の実施（年２回）

④社会性の育成

- ア 社会科、生活科、総合的な学習の時間を通じた地域、保護者との関わり
- イ 目標への達成感や自己有用感を高める学校行事の充実
- ウ 異学年で編成する縦割り班による交流活動

⑤小１プロブレム、中１ギャップ解消の取組

- ア 入学前の幼保小や小中の連絡協議会の開催
- イ 体験入学や三条学園内の小小・小中連携の交流活動への児童の参加
- ウ 入学説明会や体験入学等での保護者への学校基本方針の説明

⑥職員間の連携・情報交換

- ア 子どもを語る会の開催（年２回）
- イ 職員終会時における児童の情報交換
- ウ 配慮が必要な児童についての特性を踏まえた適切な支援

（２）いじめの早期発見のための取組

①いじめ相談・通報窓口の設置

- ア いじめに係る相談窓口を学級担任だけでなく、養護教諭や学年主任等複数設置する。
- イ 三条市内の相談機関とも連携し、情報を受けやすい体制にする。

②定期的なアンケートの実施

- ア WEBＱＵの実施（年２回）
- イ いじめアンケート（年２回）
- ウ 裏小っ子アンケート（月１回）
- エ 保護者・児童への学校生活全般に関するアンケートの実施（年２回）

③教育相談の実施

- ア 定期的なアンケートの記述内容を基にした教育相談の実施
- イ 個別懇談会の実施（年２回）
- ウ スクールカウンセラーとの教育相談の実施

## ４ いじめ（疑いを含む）に対する措置について

① 組織を活用した状況調査

- ア いじめを受けた児童への状況調査は、主として養護教諭、学級担任スクールカウンセラーが担当する。
- イ いじめを行った児童への状況調査は、主として生活指導主任、教務主任が担当する。
- ウ その他いじめに係る児童への状況調査は、主として学年主任が担当する。
- ※ 管理職の指導を受けて調査を行う。
- ※ 調査結果を組織に報告し、協議の後、対応に当たる。

②市教委への報告

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合や児童や地域、保護者等から訴えがあ

った場合は、速やかに、いじめの状況調査を行い、その結果を市教委に報告する。

イ いじめに係る重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に報告し、速やかに調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

### ③児童、保護者への対応

ア いじめを受けた児童の安全を確保する。いじめを受けた児童及びその保護者には、必要な情報を適切に伝え、対応について話し合う。いじめを受けた児童の回復、いじめを行った児童、その他の児童との関係が修復するまでいじめの解消と見なさず、支援を続ける。

イ いじめを行った児童には、毅然と対応し自らの行為の責任を自覚させる指導をする。また、いじめの背景にも目を向け、いじめを行った児童が抱えるストレス等の問題を取り除き、今後いじめに向かわない指導をする。いじめを行った児童の保護者には、必要な情報を適切に伝え、今後の対応について助言する。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織について

### ①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

### ②構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・関係担任（学年主任）（・特別支援教育コーディネーター）

### ③役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には対策会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 6 重大事態にかかる対応について

### （1）重大事態とは

#### ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等も含む)

(2) 重大事態発生時の対応(手順)

市教委への通告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査の協力をする。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。